

令和8年度鳴門市役所庁舎・駐車場トライアル・サウンディング事業実施要領

1. トライアル・サウンディングの概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の魅力向上や活性化に向けた効果的な利活用の方法を探るため、当該公共施設等の暫定利用（以下「提案事業」という。）を希望する民間事業者等（以下「提案者」という。）を募集し、一定期間、実際に使用してもらい、利用終了後にモニタリング等を行う制度です。

鳴門市役所庁舎・駐車場トライアル・サウンディング事業（以下「本事業」という。）は、鳴門市役所庁舎・駐車場を対象施設として実施するものです。

2. 期待される効果

トライアル・サウンディングにより、次のような効果が期待できます。

(1) 提案者のメリット

- ① 対象施設を利用したアイデアが、ニーズやコンセプト等とマッチしているかなどの確認が可能。
- ② 立地や使い勝手、必要な設備、採算性などの把握が可能。
- ③ 短期間での実施により、リスク負担が少なく参入可能。

(2) 市のメリット

- ① 対象施設における需要を把握し、利活用に向けた幅広い検討や課題発見が可能。
- ② 提案事業の内容による集客力や対象施設との相性などの確認が可能。

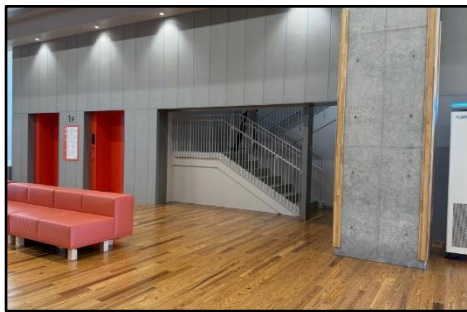
3. スケジュール

① 申請期間	令和8年3月16日（月） ～令和9年3月31日（水）
② 提案事業実施期間	令和8年4月1日（水） ～令和9年3月31日（水）
③ モニタリング等	随時

※ 事前相談・現地確認を希望される場合は、公共施設マネジメント課までお問い合わせください。

4. 対象施設・エリア ① (展示のみの利用は不可)

① 市役所1階ロビー



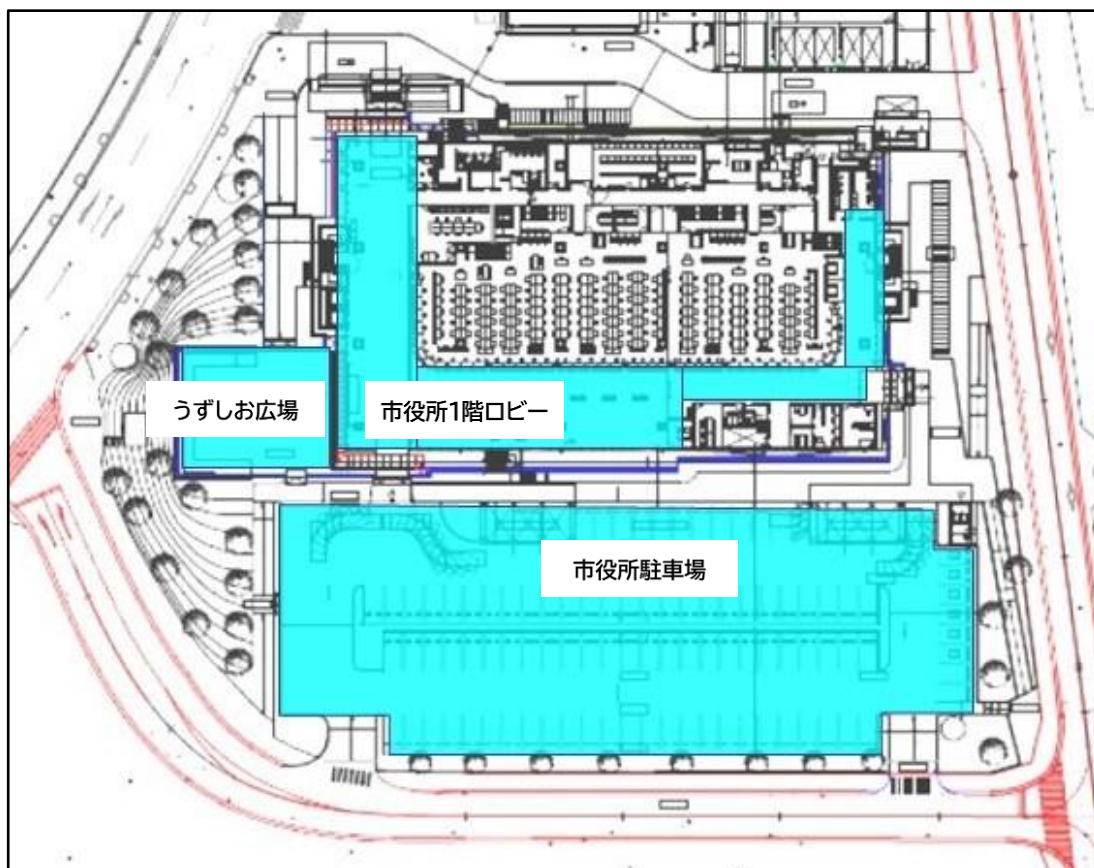
② うずしお広場



③ 市役所駐車場



※ 位置図



4-2. 対象施設・エリア ② (展示以外の利用は不可)

① 市民ギャラリー (2階)



※位置図



5. 提案事業にかかる庁舎使用料

無料（鳴門市庁舎等管理規則（昭和59年規則第4号）による行為許可）。

6. 提案者の資格要件等

（1）提案者の資格要件

提案者は、提案事業を実行できる意思と能力（資格、ノウハウなど）を有する民間事業者、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします（**個人による申請はできません。**）。

また、申請にあたっては、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体）によるものとし、グループで応募する場合には、申請時にグループ内の構成員全てを明らかにした上で、各々の役割分担を明確にすることとします。

なお、提案者は、市との協議や調整が可能な能力を有し、提案事業の実施に向けた諸条件の変更などに柔軟な対応ができるものとします。

（2）提案者の除外要件

次のいずれかに該当する者は、本事業に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者。
- ④ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（3）暫定利用に関する留意事項

① 費用負担

施設利用料を除き、提案事業の実施に関する費用は提案者の負担とします。

② 利用区画及び配置調整

1階スペースにおける1提案者当たりの利用区画は3メートル×3メ

ートル程度を原則とします。

1階スペースの利用場所は固定しないものとし、同一提案者が継続的に同一場所を使用することはできません。

市は、全体の配置状況、来庁者動線、休憩スペースの確保その他の事情を考慮し、利用区画を調整することがあります。提案者は、区画調整その他円滑な運営のために市の指示に従い協力してください。

③ 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。なお、当該提出書類は、本事業の利用目的以外には無断で使用しません。

④ 法令等の遵守

申請にあたっては、提案者の責任において関係法令等を事前に確認し、提案事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

⑤ 損害の責任

提案事業により、市または第三者に与えた損害については、その一切の責任を提案者が負うこととします。

7. 事前相談・現地確認

申請書類作成などのため、提案内容や施設利用方法等についての事前相談を受け付けます。また、提案事業の実施場所の確認などのため、現地確認の同行も受け付けます。

事前相談・現地確認を希望される場合は、公共施設マネジメント課までお問い合わせください。

8. 申請方法

(1) 申請書類

提案者は、「行為許可申請書（トライアル・サウンディング用）」を公共施設マネジメント課宛てに提出するものとします。

(2) 「対象施設・エリア ①」における提案事業の要件

提案事業の内容は、各種イベントや物品販売、マルシェなどをはじめ、市役所の魅力の向上や活性化につながり、次の全てに該当するものとします。

- ① 施設の利活用に関する内容であること。
- ② 確実に実施できる内容であること。
- ③ 施設利用者の利便性や満足度が向上する見込みのある内容であること。
- ④ 提案の実施にあたって、市の財政負担を求めるものでないこと。

(3) 「対象施設・エリア ①」における提案事業の対象外となるもの

- ① 単に商品や作品等を展示するだけのもの。
- ② 政治的活動または宗教的活動。
- ③ 青少年等に有害な影響を与える物販やサービス提供等。
- ④ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想されるもの。
- ⑤ 来庁者の窓口手続等をはじめ、市役所機能の妨げになることが予想されるもの。
- ⑥ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。
- ⑦ その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為。

(4) 「対象施設・エリア ②」における提案事業の要件

展示内容は、市役所の魅力向上や庁舎空間の活性化につながり、次の全てに該当するものとします。

- ① 市民が自由に鑑賞できる内容であること。
- ② 市役所の公用性及び庁舎利用に配慮された内容であること。
- ③ 営利を目的としないこと。
- ④ 庁舎利用者の通行や業務に支障を生じさせないこと。
- ⑤ 提案の実施にあたって、市の財政負担を求めるものでないこと。

(5) 「対象施設・エリア ②」における提案事業の対象外となるもの

- ① 営利目的で商品の販売や加入を行うもの。
- ② 政治的活動または宗教的活動を目的とするもの。
- ③ 青少年等に有害な影響を与える内容のもの。
- ④ 庁舎の管理運営に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- ⑤ 公序良俗に反する恐れがあるもの。
- ⑥ その他、市が本制度との関連性が低いと判断するもの。

9. 申請内容の審査・利用許可

(1) 申請内容の審査

申請内容が各種要件を満たしているかどうか、公共施設マネジメント課及び関連する所管課で審査します。また、必要に応じて、申請内容の確認をさせていただきます。

※ 提案事業の開催日時が重複した場合や市が実施する事業との調整が必要な場合など、開催日時や場所の変更をお願いすることがあります。

※ 来庁者の窓口手続等をはじめ、市役所機能の維持のため、提案事業の実

施場所は、最小限とさせていただきます。

※ 申請日から提案実施日までの期間が2カ月以上開いている場合は、利用許可後であっても、調整等させていただく場合があります。

(2) 利用許可

申請内容の審査が完了次第、公共施設マネジメント課から「市庁舎使用(行為)許可証(トライアル・サウンディング用)」(以下「許可証」という。)を交付します。

10. 提案事業の実施等

(1) 提案事業の実施

許可証が交付された提案者(以下「暫定利用者」という。)は、許可証に記載された条件に従って、提案事業を実施することができます。なお、提案事業の実施中は、許可証を携行するようにしてください。

(2) 責任及びリスク分担の考え方

本事業における責任及びリスク分担の考え方は、提案事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。また、当該提案事業の実施に伴い発生するリスクについては、暫定利用者が負うものとします。

(3) 提案事業終了時

提案事業終了後は、暫定利用者が原状回復(ゴミや汚れなどの清掃も含む)するものとし、その費用は暫定利用者の負担とします。

(4) 提案事業の中止

申請した内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。

また、選挙対応や危機管理対応をはじめ、市に緊急性を要する事情等が発生した場合についても、暫定利用を一時停止または中止していただく場合があります。

(5) 「対象施設・エリア②」における提案事業実施にかかる留意事項

【利用(展示)期間】

・利用期間は14日以内となります。

【設営及び撤去】

- ・設営及び撤去は、原則、利用期間中の開庁日（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分）の間に行ってください。

【搬入出】

- ・搬入出にあたっては、市の指示に従ってください。
- ・台車を使用する際は、原則、本庁舎北東出入口から行っていただき、東側エレベーターを通過して、搬入出していただきます。（1 階ロビーでの台車使用は最小限としています。）

【貸出備品】

- ・貸出備品は下記のとおりです。

有孔パネル	6 枚	(900W×22D×1800H)
クロスパネル	4 枚	(1200W×22D×1800H)
長机	2 台	
展示ケース	1 台	
- ・使用後は現状に回復し、所定の場所へ返却してください。
- ・貸出備品を破損、汚損または紛失した場合は、提案者の責任において修理または弁償をしてください。

【利用における注意事項】

- ・テープ類は、マスキングテープ、養生テープのみ使用可能ですが、マスキングテープ、養生テープは暫定利用者によりご用意ください。
- ・画鋏、クギ、セロハンテープ、ガムテープ、接着剤は使用できません。

【その他】

- ・上記留意事項を遵守できない場合は、利用期間の途中で中止していただく場合があります。
- ・作品や行事備品が喪失または毀損しても、暫定利用者の責任において処理してください。
- ・設営、運営及び撤去は、すべて暫定利用者の責任において行ってください。
- ・展示に伴い発生したごみは、暫定利用者においてすべて持ち帰ってください。

11. モニタリング等

(1) モニタリング

暫定利用中に、公共施設マネジメント課や関連する所管課がモニタリング調査を実施する場合には、暫定利用者は協力することとします。

(2) 実績報告・ヒアリング

暫定利用者は、提案事業終了後、「実績報告書（トライアル・サウンディ

ング用)」(以下「実績報告書」という。)を速やかに提出することとします。
また、実績報告書の内容などについて、公共施設マネジメント課や関連する
所管課がヒアリングを実施する場合には、暫定利用者は協力するものと
します。

12. 申込先・問い合わせ先

772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

鳴門市役所 総務部 公共施設マネジメント課

鳴門市役所・駐車場トライアル・サウンディング担当

電話：088-684-1669

Eメール：kokyoshisetsu@city.naruto.i-tokushima.jp